

意見公募(パブリックコメント)手続の実施結果について

案件名	登別市中小企業振興基本条例(案)	
意見の募集期間	平成 25 年 5 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日まで	
担当グループ	登別市議会事務局総務グループ	
意見の提出件数	4 件	
提出された意見の概要と市議会の考え方		
No.	意見の概要	市議会の考え方
1	第 6 条(市民の理解と協力)の条文にソフトウェア開発(映像やコンピュータ等)についても盛り込むべきではないか。	ソフトウェア開発(映像やコンピュータ等)については、条文中の「多様なサービス」に含まれますので、文言を追加する考えはありません。
2	今後の課題として、条例制定後の有識者会議の発足を明記すべきではないか。	本条例(案)では、市・中小企業者等・市民のそれぞれの役割を掲げ、等しく連携し適切に役割分担する「三者協働」により地域経済及び中小企業の振興の推進に努めることを基本理念としました。「三者協働」で取り組むことが本条例の特徴です。 このため、地域経済振興に係る総合的ビジョン及び中小企業振興に必要な施策について広く研究し、市に提言するため、市・中小企業者等・市民による協議の場である(仮称)登別市中小企業振興協議会を設置することを規定しています。 この協議会は、専門的知見を有する者から指導や助言を受けながら運営する考えであります。この指導・助言者の選定や具体的な協議会の進め方などについては、条例施行後に設置される協議会において決定することとしていますので、条文として追加する考えはありません。
3	条例への市議会及び市議会議員のかかわり方が見えてこない。 中小企業振興のために議会は何をすべきなのか、一議員としてはどう活動すべきかをしっかりと条例に盛り込むべきではないか。	登別市議会は、執行機関である市長との二元代表制のもとで、議決機関としての機能をはじめ、市長が行う市政運営に関する監視のほか、政策提言の役割を持っていることから、今回、市議会が政策提言ということで、本条例(案)をまとめました。 条例への市議会及び市議会議員のかかわりについてですが、この条例施行後において、条例の基本理念どおりに施策展開が図られているかについてチェック機能を働かせることが議会本来の役割と認識しておりますので、あえて本条例に議会の役割等を盛り込むことはせず、議会及び議員の役割や行動指針等を定めている登別市議会基本条例に基づき議会の役割と責任を果たしていく考えであります。 なお、意見公募(パブリックコメント)の掲載資料「登別市中小企業振興基本条例(案)の基本的な考え方」にも明記しているとおり、議員も一市民でありますので、市民の代表として、積極的な取組に努めることについては言うまでもありません。

<p>4</p>	<p>条例(案)の提案にあたっての説明不足を感じる。</p> <p>登別市議会基本条例第11条(政策形成情報の明示)第2項の規定に基づき、議員等が政策提案をする場合は、(1)政策の提案に至るまでの経緯、(2)他の自治体の類似する政策との比較検討、(3)市民参画の実施の有無とその内容、(4)総合計画との整合性、(5)政策等の実施にかかる財源措置、(6)将来にわたるコスト計算についての説明がなされるべきである。</p> <p>市民会館での条例(案)の説明会に参加したが、(1)～(6)に関する説明がなかったと記憶しているため、説明すべきである。</p>	<p>登別市議会観光・経済委員会は、本年4月15日及び24日に市民、事業者に対して本条例(案)の説明会を開催しました。</p> <p>この説明会の中で、条例制定に向けた取組の背景やこれまでの経過をはじめ、本条例の目的、基本理念、市・中小企業者等・市民の役割、協議会の設置などについて説明を行いました。十分ご理解いただけなかった点について説明いたします。</p> <p>(1)政策の提案に至るまでの経緯 意見公募(パブリックコメント)の掲載資料に、条例制定に向けた取組の背景やこれまでの経過を記載しています。</p> <p>(2)他の自治体の類似する政策との比較検討 意見公募(パブリックコメント)の掲載資料にも記載していますが、平成23年12月に、市議会観光・経済委員会、登別商工会議所及び北海道中小企業家同友会西胆振支部の三者は、条例制定に向けて、市からもオブザーバー参加をもらい「地域経済振興に向けた条例研究会」を立ち上げて、釧路市、別海町など先進地への視察研修を行うとともに、道内外の条例制定自治体との条文の比較検討や地方自治体の中小企業振興に係る様々な取組事例の研究を行うなど、当市の条例策定にあたっての論点整理などに取り組み、登別の特性を踏まえた条例内容の検討を進めてきました。</p> <p>(3)市民参画の実施の有無とその内容 意見公募(パブリックコメント)の掲載資料にも記載していますが、「地域経済振興に向けた条例研究会」は、前述のとおり条例素案の策定に取り組んできましたが、策定にあたっては、消費者である市民の意見も重要なことから、登別消費者協会からも参加していただくとともに、条例案策定後においては、市民に条例への理解を深めていただくため、市民説明会を開催いたしました。</p> <p>(4)総合計画との整合性 本条例は、今後、登別市総合計画第2期基本計画の「第2編第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち」に記述されている基本的な施策全般を推進する上で大きな役割を担っていくものと考えます。</p> <p>(5)政策等の実施にかかる財源措置 条例施行後において、市長は、この条例の基本理念を踏まえて、市・中小企業者等・市民による協議の場として、(仮称)中小企業振興協議会を設置することとしていますが、意見公募(パブリックコメント)の掲載資料「登別市中小企業振興基本条例(案)の基本的な考え方」にも明記しているとおり、この協議会では、「当市に適し</p>
----------	--	--

4		<p>た協議会の運営方針や具体的な組織のあり方」、「これまでの地域経済の特性や種々のデータの専門的、客観的、大局的な分析」、「登別経済の今後のビジョン」などについて、専門的知見を有する者から指導や助言を受けながら、三者協働により決定することとしています。</p> <p>このため、現在、想定される経費としては、専門的知見を有する大学教授・学者・研究者などへの謝金などが必要であると見込んでおりますが、これに要する経費については、条例施行後に設置される協議会において、専門的知見を有する指導・助言者の人選や具体的な協議会の進め方などが決定された段階で決まることとなります。</p> <p>なお、本条例(案)の市民、事業者への説明会後の検討において、条例第4条(市の役割と責務)第2項の条文に「必要に応じて適切な財源措置を講じ」の文言を加えるとともに、条文を一部修正し、「市は、必要に応じて適切な財源措置を講じ、前項の協議の場における協議結果を反映した前条第1項の総合的ビジョンを明らかにするとともに、中小企業振興に必要な施策の策定及び実行に努めるものとする。」とし、市は、総合的ビジョン及び中小企業振興に必要な施策の策定、実行にあたって、必要に応じて適切な財源措置を講じることを明文化しました。</p> <p>(6)将来にわたるコスト計算</p> <p>今後、協議会における研究、提言を基に、市が地域経済振興に係る総合的ビジョンと中小企業振興に必要な施策を策定し、実行することになりますので、現段階では将来にわたるコストを計算することはできません。</p>
---	--	---

※ その他のご意見につきましては、条例施行後の中小企業振興に必要な施策等を検討する際の参考とさせていただきます。